

第 25 完成検査

第25 完成検査(法第11条第5項)

1 許可内容どおり、施工され完成していること。

なお、変更許可の場合は、当該変更許可に関わる部分が許可内容どおり、施工され完成されていること。

2 第4「一般取扱所」4(2)エ(イ)c(c)の一般取扱所の排気筒が区画壁を貫通した場合の防火措置において、「排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法」により危政令第23条を適用した場合は、完成検査後の試運転時に次のとおり外部表面温度を確認すること。

(1) 完成検査後に行われる非常用発電機等の試験運転時に、区画室外に出て最初の排気筒の屈曲部の外部表面温度を測定させ、その結果を任意で提出させるものとする。

(2) 提出された結果により、測定された外部表面温度が、100°C又は取り扱う危険物の引火点のいずれか低い方の温度未満となっていることを確認するものとする。